

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第302条の11	第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備 (適用範囲) 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等(ロールオン・ロールオフ貨物区域等(船舶消防設備規則第41条の2第1項のロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。以下同じ。))であつて閉囲された場所(国際航海に従事しない船舶にあつては、車両甲板区域内の閉囲された場所)をいう。以下同じ。)を有する船舶の電気設備については、第1章から第6章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。		第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備
第302条の12	(ロールオン・ロールオフ貨物区域等の電気設備) 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等のうち告示で定める位置に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。 2 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等のうち前項に規定する告示で定める位置以外の位置に設ける電気機械、電気器具及び電路は、火花の漏れを防ぐように適当に保護された構造のものでなければならない。 3 国際航海に従事しない船舶及び国際航海に従事する総トン数500トン未満の船舶であつて旅客船以外のものの電気機械又は電気器具(非常照明装置を除く。)であつて、当該電気機械又は電気器具を設ける場所に使用する機械通風装置が停止したときに自動的に給電が停止する措置が講じられているものについては、前項の規定は、適用しない。	ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号) (用語) 第1条 この告示において使用する用語は、船舶設備規程(昭和9年通信省令第6号。以下「規定」という。)において使用する用語の例による。 (ロールオン・ロールオフ貨物区域等の電気設備) 第2条 規定第302条の12第1項の告示で定める位置は、次に掲げるとおりとする。 1 甲板上0.45メートル(旅客船にあつては、甲板上1メートル)以内の位置(次号に掲げるものを除く。) 2 国際航海に従事する旅客船の隔壁甲板の下方の閉囲された車両区域内のすべての位置 2 規定第302条の12第3項の告示で定める位置は、閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等のうち甲板上0.45メートル(旅客船にあつては、甲板上1メートル。)以内の位置以外の位置とする。 附則 この告示は、平成14年7月1日から施行する。	(車両甲板区域の電気設備) 302-12.1(a) 本条の規定は、ガソリンガス等を下方に拡散させるため十分な大きさの開口を有する台甲板については適用しない。 302-12.2(a) 「火花の漏れを防ぐように適当に保護された構造のもの」とは、JIS F 8007「船用電気器具の外被の保護形式及び検査通則」のうちIP55の構造の規格に適合する保護外被を有する電気設備又はこれと同等以上の効力を有するものとする。 (b) 本項ただし書きに規定する国際航海に従事する旅客船に適用する防爆型のもは、JIS C 0930「電気機器の防爆構造総則」及びJIS C 0934「電気機器の安全増防爆構造」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
第302条の13	(排気用のダクト内の電気設備) 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等からの排気用のダクト内に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。		